

はかりの定期検査のお知らせ

秋田市市民相談センター 計量検査所

取引または証明に使用しているはかりは、計量法の規定により2年に一度の定期検査を受検する必要があります。
定期検査は市内を二つの区域に分けて行っています。

○ 定期検査の実施時期・区域

奇数年(令和3年、5年・・・)

・市内中心部
中通、大町、山王、南通、東通、手形、
八橋、川尻、泉、保戸野、牛島 ……
など

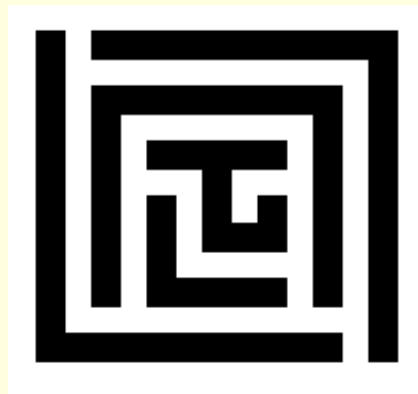
偶数年(令和2年、4年・・・)

・北部地区 土崎、寺内、飯島、金足…
・南部地区 仁井田、御野場、大住…
・東部地区 広面、太平、下北手…
・西部地区 新屋、浜田、下浜…
・雄和地区
・河辺地区

○ 取引・証明に使用するはかりには、検定証印又は基準適合証印が付されています



<検定証印>

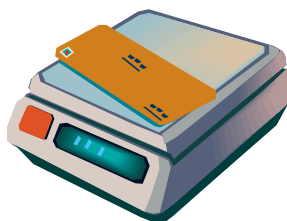


<基準適合証印>

取引・証明に使用不可



家庭用印の付いた「はかり」は
取引・証明に使用することはできません。



<問い合わせ先>

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市計量検査所(市民相談センター)

Tel 018(888)5649 Fax 018-888-5647

○ はかりの定期検査手数料について

種 類	能 力	金 額
天びん		500 円
棒はかり		250 円
等比皿手動はかり		500 円
不等比皿手動はかり		500 円
台手動はかり	100kg以下	500 円
	250kg以下	900 円
	500kg以下	1,500 円
	1 t以下	2,100 円
指示はかり(直線目盛)		250 円
その他の指示はかり	100kg以下	500 円
	250kg以下	900 円
	500kg以下	1,500 円
手動指示併用はかり		500 円
光電式はかり		1,400 円
電気抵抗線式はかり	100kg以下	1,400 円
	250kg以下	1,800 円
	500kg以下	2,200 円
誘電式はかり	100kg以下	1,400 円
	250kg以下	1,800 円
電磁式はかり	100kg以下	1,400 円
	250kg以下	1,800 円

※秋田市手数料条例(別表第4)による

定期検査に関するQ&A

Q1 「取引」「証明」とは？

A: ・取引とは、有償、無償を問わず、物または役務の給付を目的とする業務上の行為
 ・証明とは、計った事実を、他人に真実であると表明する行為

Q2 はかりメーカーからメンテナンスを受けている場合は、定期検査は不要？

A: 定期検査は、メーカーが行うメンテナンスとは異なり、計量法で定められた法定検査ですので、必ず受検が必要です。

Q3 計量法に罰則はあるの？

A: 計量法第173条では、定期検査の規定(計量法第19条)に違反した者は、「50万円以下の罰金に処する」とあり、さらに法第172条では、使用の制限(法第16条)に違反した者は「6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処する」とあります。

Q4 定期検査で合格した計量器は見た目で見えるの？

A: 定期検査に合格した計量器には「定期検査済証印」(合格シール)が見やすいところに貼り付けてあります。



<検査済証印見本>